

重要事項説明書

(訪問介護サービス)

(介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業)

2024年10月1日改正

< 目次 >

- 1、事業者について
- 2、事業所の概要～事業の目的・方針・名称等～
- 3、職員の配置状況
- 4、事業所が提供するサービス
- 5、利用料金について
- 6、事故等の緊急時の対応
- 7、苦情対応について
- 8、衛生管理等について
- 9、個人情報の取り扱い
- 10、虐待防止について
- 11、身体拘束について
- 12、業務継続に向けた取り組み
- 13、関連法人の事業内容

社会福祉法人ふるさとの会

介護ステーションふるさと

あなたに対する訪問介護サービス及び介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス（以下訪問型サービスという。）の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業者について

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ふるさとの会 |
| (2) 法人所在地 | 京都府京丹後市網野町小浜613番地2 |
| (3) 連絡先 | TEL 0772-72-3400 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 瀬古 敬 |
| (5) 設立年月日 | 平成23年2月21日 |

2、事業所の概要

(1) 事業の目的

要介護状態等となった高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。

(2) 事業所の運営方針

利用者様の要介護状態等の軽減もしくは、悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

- ①自ら提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図ります。
- ②利用者様の希望、日常生活全般の状況等を踏まえ、訪問介護計画等に基づき、利用者様が日常生活を営むのに必要な援助を行います。
- ③サービスは懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者様又は家族関係者様に対し理解しやすいよう説明を行います。
- ④常に利用者様の心身の状況及び、その置かれている環境の的確な把握に努めます。
- ⑤保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑥サービスの終了に際しては、利用者様又は家族関係者様に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所等に対して情報提供を行います。

(3) 事業所の内容

事業所の種類	指定訪問介護事業 (介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業) 指定番号 京都府指定 第2673300238号 ※指定居宅介護支援と併設しています。
--------	--

事業所の名称	介護ステーションふるさと
事業所の所在地	京都府京丹後市網野町小浜613番地2
電話番号	0772-79-3399
管理者氏名	真下 千里
開設年月日	平成24年4月1日
営業日	月曜日～土曜日
営業時間	(月曜日～金曜日) 午前8時30分より午後5時 (土曜日) 午前8時30分より午後12時30分
定休日	日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/3) ※ご希望により対応いたします。ご相談下さい。
通常の事業の実施地域	京丹後市 ※上記地域以外でも、ご希望の方はご相談下さい。
訪問介護員(担当者)の変更	変更可能です。変更を希望される方はお申し出下さい。

※選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者様から特定の訪問介護員の指名は出来ません。

3、職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して指定居宅介護支援を提供する職員として、次の職員を配置します。

職種	人数	職務の内容
1、管理者	1名	従業者及び業務の管理
2、サービス提供責任者	1名	サービスに関する調整や訪問介護計画等の作成、利用者の状態の変化などを把握
3、訪問介護員	6名	訪問介護サービス等の提供

4、事業所が提供するサービス

介護支援専門員等の作成した居宅サービス計画に基づき、下記サービスを組み合わせて行います。

(1) 身体介護サービス

- ①入浴介助・・・入浴の介助又は入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- ②排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。
- ③食事介助・・・食事の介助を行います。
- ④体位変換・・・体位の変換を行います。
- ⑤通院介助・・・通院の介助を行います。
- ⑥その他・・・服薬確認、整容、口腔ケア、更衣介助、移動介助、移乗介護等

(2) 生活援助サービス

- ①調理・・・利用者様の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- ②洗濯・・・利用者様の衣服等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- ③掃除・・・利用者様の居室の掃除を行います。
(利用者様の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- ④買い物・・・利用者様の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
- ⑤その他・・・衣類の整理、被服の補修、ベッドメイク等

(3) その他のサービス

介護の相談等・・・介護についてわからない点がありましたら、何でもご相談ください。

(4) サービス利用に関する留意事項

利用者様の居宅で、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者様の負担となります。

5、利用料金について

(1) サービス利用料金について

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として次の通り（介護保険負担割合証に記載されている負担率1割～3割）です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。また、保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなった場合、全額自己負担となります。この場合、お支払いと引き換えにサービス提供証明書を発行いたします。この証明書を後日、市の介護保険担当窓口へ提出されますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

【 身体介護サービス・昼間 】

負担割合	20分～30分未満	30分～60分未満	60分～90分未満	90分～120分未満
1割	244円	387円	469円	551円
2割	488円	774円	938円	1,102円
3割	732円	1,161円	1,407円	1,653円

【 生活援助サービス・昼間 】

負担割合	20分～45分未満	45分以上
1割	179円	220円
2割	358円	440円
3割	537円	660円

【 介護予防サービス・昼間 】

区 分	負担割合	金 額	備 考
訪問型独自サービス (Ⅰ)	1割	1,176円	週1回利用、要支援1、2の方
	2割	2,352円	
	3割	3,528円	
訪問型独自サービス (Ⅱ)	1割	2,349円	週2回利用、要支援1、2の方
	2割	4,698円	
	3割	7,047円	
訪問型独自サービス (Ⅱ)	1割	3,727円	週3回利用、要支援2の方
	2割	7,454円	
	3割	11,181円	

【 加減算等 】

項 目	負担割合	金 額	算定要件
初回加算	1割	200円	新規利用者様に対し、初回に実施した訪問 介護員とサービス提供責任者が同行訪問 した場合
	2割	400円	
	3割	600円	
緊急時訪問介護加算	1割	100円	利用者様やご家族等の要請を受け、サービ ス提供責任者がケアマネジャーとの連携 を図り訪問を行った場合（身体介護のみ）
	2割	200円	
	3割	300円	
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数の 100分の1減算		高齢者虐待防止の措置をおこなってい ない場合
業務継続計画 未策定減算	所定単位数の 100分の1減算		業務継続計画が未策定、措置をおこなっ ていない場合
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	1ヶ月の総単位数 (利用料金)に 14.5%乗じた額。		介護職員の安定的な処遇改善を図るため の環境整備（キャリアアップの仕組みを、 職場環境の改善）とともに、介護職員の賃 金改善に充てることを目的とされた加算。

※上記料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増し、
深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の訪問介護

サービス計画・介護予防訪問介護サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ利用者様の同意を得て二人で訪問した場合は二人分の料金となります。

※身体介護に引き続き20分以上の生活援助を行った場合、生活援助20分から計算して25分を増すごとに、身体介護の所定料金に65円（最大195円まで）を加算します。

※いずれの場合も介護保険の給付費体系の変更があった場合はそれに応じて利用料の変更を行います。

(2) 介護保険の給付対象とならない料金

以下の利用料金については利用者様の負担となります。

コピー代	1枚あたり 10円
郵送料	1月あたり 140円
口座振替手数料	実費

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金・費用は、利用された月の末日締めとなり、1カ月分をまとめて請求させていただきます。次のいずれかの方法でお支払い下さい。

①現金払い ※クレジットカード、電子マネーは現在対応していません。	当施設の事務所窓口でお支払いください。 (対応時間) 平日 8:30～19:00 土日祝日 8:30～17:00 ※上記以外の時間をご希望の場合は事前にご連絡下さい。
②口座振り込み	利用翌月の25日までにお振り込みください。 (金融機関) 京都北都信用金庫 網野支店 普通口座 1080279 (名義人) 社会福祉法人ふるさとの会 理事長 瀬古 敬
③口座自動振替	利用翌月の20日に振替先口座より引き落とさせていただきます。 (取り扱い金融機関) 京都北都信用金庫 京都農業協同組合

(4) 社会福祉法人による本人負担金減額制度について

当社会福祉法人と契約済みの市町村発行の「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の提示が必要です。減額率と減額する内容は「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」で定められたものとします。

6、事故等の緊急時の対応

(1) 緊急時の対応方法

訪問中に契約者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医、家族関係者及び関係諸機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故発生時の対応方法

①事故が発生した場合は、契約者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族関係者及び関係者機関等に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。

②事故等により要介護認定に影響する可能性がある場合には、市（保険者）に事故の概要を報告いたします。

③事業者の責任により利用者様に生じた損害については、社会福祉法人ふるさとの会が契約している損害責任保険等により対応します。

7、苦情対応について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

受付担当者	介護ステーションふるさと管理者
解決責任者	特別養護老人ホームふるさと施設長
電 話	0772-79-3399
受付時間	(対応時間) 平日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:30 ※上記以外の時間は(0772-72-3400)で受付しております。但し担当者不在の場合がありますのでご了承ください。その場合は引継いで、後日担当者から連絡させていただきます。
投書受付	南館1F 施設事務所の窓口横に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付時間

京丹後市健康長寿福祉部 長寿福祉課	所在地 京丹後市峰山町杉谷691 電話番号 0772-69-0330 FAX 0772-62-1156 受付時間 午前8:30～午後5:00 土・日・祝日除く
京都府国民健康保険 団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通り四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸内

	電話番号 075-354-9090 FAX 075-354-9055 受付時間 午前9:00～午後5:00 土・日・祝日除く
京都府丹後保健所 企画調整室	所在地 京丹後市峰山町丹波855 電話番号 0772-62-0361 FAX 0772-62-4368 受付時間 午前8:30～午後5:00 土・日・祝日除く

8、衛生管理等について

事業者は利用者様の使用する食器、その他の設備や飲用に供する水、及び医薬品について衛生的な管理に努めます。また事業所において感染症及び食中毒が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会を定期的開催し、その内容を職員に周知します。
- (2) 感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための指針、マニュアルの整備をおこないます。
- (3) 感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修を定期的におこないます。
- (4) 感染症等の蔓延が認められた場合、速やかに厚生労働省が定める対処等を行い、保健所の指示に従います。

9、個人情報の取り扱い

- (1) 事業所の職員は、利用者様又はその家族様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとし、業務上知り得た利用者様またはその家族様の秘密保持を厳守します。

また退職後についても、正当な理由なく業務上知り得た利用者様又はその家族様の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

- (2) 事業所は、他の介護サービス事業所等に対して、下記のとおり利用者様に関する情報を提供することがあります。またその場合は利用者様とその家族様に同意を得る事とします。

使用する目的	①居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合 ②利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
--------	--

使用する事業者の範囲	利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者
使用する期間	契約で定める期間
使用にあたっての条件	①個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと ②個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

10、虐待の防止について

事業者は、利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止対策委員会を定期的で開催し、その内容を職員に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針、マニュアルの整備をおこないます。
- (3) 虐待防止のための研修を定期的におこないます。
- (4) 虐待防止対策担当者は管理者とします。

また、虐待が疑われる事例を見つけた場合は速やかに市町村に通報します。

11、身体拘束について

事業者は、原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者様や家族様に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体拘束を行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

12、業務継続に向けた取り組み

事業者は新興感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する介護サービスを継続的に実施するため、及び非常時の体制から早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業員に対し、業務継続計画について周知を行います。
- (2) 定期的に業務継続のための研修と訓練を行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて変更します。

13、関連法人の事業内容

(1) 隣接する医療機関

法人種別・名称	特定医療法人 三青園 丹後ふるさと病院
代表者役職・氏名	理事長 瀬 古 敬
所在地	京都府京丹後市網野町小浜673
電話番号	0772-72-5055

<運営している事業>

事業所種別	単 位	事業所名
病院	1ヶ所	(特) 丹後ふるさと病院
居宅療養管理指導 (介護予防)	2ヶ所	(特) 丹後ふるさと病院 (医科・歯科)
訪問看護 (介護予防)	2ヶ所	(特) 丹後ふるさと病院訪問看護ステーション (特) たちばな診療所
訪問リハビリ (介護予防)	2ヶ所	休止中
診療所	1ヶ所	(特) たちばな診療所
居宅介護支援	1ヶ所	(特) たちばな診療所

(2) 同一建物内の事業所

法人名	社会福祉法人ふるさとの会
代表者役職・氏名	理事長 瀬 古 敬
所在地	京都府京丹後市網野町小浜613番地2
電話番号	0772-72-3400

<運営している事業>

事業所種別	定 員	事業所名
介護老人福祉施設 (ユニット型)	100名	(社) 特別養護老人ホームふるさと
短期入所生活介護 (介護予防) (併設ユニット型)	20名	(社) 特別養護老人ホームふるさと
通所介護 (介護予防)	20名	(社) デイサービスセンターふるさと
居宅介護支援		(社) 介護ステーションふるさと

＜重要事項説明書受領書及び個人情報使用同意書＞

指定訪問介護サービス及び訪問型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

年 月 日

事業者

所在地 京都府京丹後市網野町小浜613番地2
名称 介護ステーションふるさと

説明者氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス及び訪問型サービスの提供開始及び利用料の徴収に関して同意し、受領しました。

また、私及びその家族の個人情報については、「9、個人情報の取り扱い」第2項に記載のとおり必要最小限の範囲で使用することに同意します。

年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

代理人（署名代筆者）
及び家族の代表

住所 _____

氏名 _____

(利用者との続柄)